

軽自動車の車検は、



以下の場合は紙の納税証明書の提示が必要となる場合があります。

- 二輪の小型自動車(総排気量250cc超)は対象外のため提示が必要
- 納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- 中古車の購入直後の場合
- 他の市区町村へ引っ越しした直後の場合
- 対象車両に過去の未納がある場合

令和5年1月から

軽自動車税納付確認システム
(軽JNKS)で継続検査窓口での納税証明書が不要になります。

※軽JNKSによる納付確認ができない場合は、紙の納税証明書が必要となります。

※軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線136)

家屋の新增築、取り壊し等をされた場合は手続きが必要です

税務課に該当する場合はご連絡ください

1. 家屋を新築または増築したとき

町職員または県職員が日程調整の上、固定資産税の課税のために評価に伺います。
具体的には、間取りや建築資材を確認するもので、所要時間は1時間程度です。



2. 家屋の全部もしくは一部を取り壊した場合

町職員が確認に伺いますので速やかにご連絡ください。
※法務局で滅失登記をされた場合は必要ありません。

3. 固定資産税の納税義務者が亡くなった場合

固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者、または納税管理人になられている方が亡くなられた場合は、相続人代表者の指定などの手続きが必要となります。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線137)

今冬の省エネルギーの取組について

経済産業省から今冬の省エネルギーの取組について、「近年、我が国のエネルギー消費量は減少傾向にあるものの、オイルショック以降、エネルギー消費量が大幅に増加した家庭・業務部門をはじめとして、各部門それぞれ異なる省エネルギーの取組が必要である。大半の化石エネルギーを海外からの輸入に依存する我が国においては、エネルギー消費効率の向上を徹底して進め、エネルギー価格の変動等に柔軟に対応できる経済社会を築く必要がある。さらに、世界は地球温暖化という共通の課題に直面しており、これらの解決に向けて、国内外のエネルギー消費効率の改善を一層促進することも必要である。」と発表されています。このため、住民の皆様においては、新型コロナウイルス感染症対策に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、エアコンの温度調整や待機電力の削減、不要な照明を消すなど、現在定着している節電の取り組みを維持し、エネルギー・電力の効率的な利用にご協力をお願いします。

役場庁舎においても、隨時、換気を実施しながら、エアコンや照明などの対策を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

ペットボトルのごみの出し方について

最近、ペットボトルのキャップ、またはラベルが貼られたままに出されて、収集できないごみが増えている苦情がでております。キャップとラベルがついたままのペットボトルは、収集できません。必ずキャップとラベルは、はずしてプラスチック製容器包裝で出してください。(ごみの分別ガイドブックをご参照ください)



令和4年の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しています

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上の社会保険料控除の対象であり課税所得から控除されます。令和4年中(令和4年1月1日から12月31日まで)に納められた保険料の全額が対象となり、配偶者やその他の親族が負担すべき国民年金保険料も、納めた方が申告することができます。

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛に次のとおり送付されますので、年末調整または確定申告の際にご使用ください。

なお、国民年金保険料を13月以上前納した方は、申告方法を選択できますので、日本年金機構ホームページで確認してください。

対象者	発送時期
令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	令和4年10月26日から 令和4年11月上旬にかけて順次
令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方	令和5年2月上旬

●問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873

年末の大掃除などで多量にごみが出た場合は、清掃センターへ直接持ち込んでください

年末の清掃センターの受け入れ体制は以下のとおりです。「資源とごみの分別ガイドブック」をご確認いただき、正しく分別して持ち込んでください。

なお、町のごみ収集日はガイドブックの収集日程表をご確認ください。

12月28日(水)～30日(金)	受け入れ(8:30～16:30)
12月31日(土)	受け入れ(8:30～12:00)

■清掃センターに直接搬入した場合、ごみ処理手数料が別途必要です。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)
豊前市外二町清掃センター TEL 82-2192

年末年始のし尿など汲取り受付日程

12月29日(木)	平常業務
12月30日(金)～1月3日(火)	休み
1月4日(水)	午前中のみ(7:30～12:00)

○年末の電話またはFAXによる申し込みについてのお願い

年末の受付については、大変混雑致しますので12月の月初めから早めのご連絡をお願いします。業務時間外は、留守番電話での受付もしております。緊急時はご連絡ください。

なお、年内の受付は12月26日(月)までとさせていただきます。

●申し込み・問い合わせ先
株豊前清掃社 TEL 83-2634 FAX 82-3749

上毛町商工会からのご案内
「上毛町プレミアム商品券」の使用期間について

プレミアム商品券の使用期限は令和4年12月31日です。商品券をお持ちの方は、必ず期限内にご利用いただけますようお願いします。使用期限を過ぎた商品券は無効になりますのでご注意ください。

●問い合わせ先 上毛町商工会 TEL 72-3195

県税事務所休日開庁のお知らせ

県税の納付のほか納税相談などもできます。

どうぞご利用ください

■日 時 12月11日(日)8:30～17:00

●問い合わせ先 行橋県税事務所 収税課 TEL 0930-23-2258